

学校において予防すべき感染症について

下記の感染症に生徒が罹患した場合、学校保健安全法に基づき、出席停止の措置をとります。
この期間は欠席扱いにはなりませんので、治療に専念していただくようお願いします。
医師の診察を受けて登校許可の診断を受けた場合は、学級担任まで連絡をいただき、出校時に
次頁の「登校許可願」の提出をお願いします。
学校において予防すべき感染症は次のとおりです。（学校保健安全法施行規則第十八条）

	感染症の種類	出席停止の期間と基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び、新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症（マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、感染性胃腸炎等）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が緊急的に措置をとることができるものであるため、「感染＝出席停止」ではありません。

校長	教頭		教務	保健	担任

登校許可願

令和 年 月 日

愛知県立春日井工科高等学校長 殿

生徒番号 _____

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (自署)

1 診断名 _____

2 出席停止期間

月 日～ 月 日まで、安静加療中であったことを
証明します。

医師の所見

月 日より登校可能と診断しました。

医療機関名 _____

医 師 名 _____

※「医師の所見」欄につきましては、医療機関にて御記入いただきますようお願い
します。